

川を守る

昔ながらの川づくり

(河川課)

○現状と課題

昭和20～30年代の河川においては、至る所に木や石を使った木工沈床・水制等の河川構造物が存在し、その空間には、魚類が棲み、また水生植物が繁茂する世界が開かれていました。

また、河川は春から夏にかけて子供達の青空の下での遊び場として、自然の恵みや優しさ、四季の移り変わりを感じ取る格好の場でもありました。

しかし、高度経済成長時代には、生産性を優先するあまり、川づくりにおいてもコンクリート崇拜の意識が顕著となり、安全・安心の確保は一定達成されましたが、本来自然の川が持つ多様な自然環境・生態系・景観を損なうといった弊害が生じました。

このため、河川環境の整備と保全を目指した取組が必要となっています。

○施策の展開

(実施した取組)

国分川（高知市、南国市）、鏡川（高知市）、新川川（高知市）等の河川において、昔ながらの工法「木（間伐材）、草、石、土を使った多自然型工法」を採用し、整備を行いました。

また、平成16年の台風16号、平成17年の台風14号の影響により、河道内に大量の土砂が流入し、良好な河川環境が失われたため、平成19年度には香美市物部町の市宇地区において、失われた瀬や淵、分散した滯筋の再生を目的として、水制工を含めた多自然川づくりを実施しました。



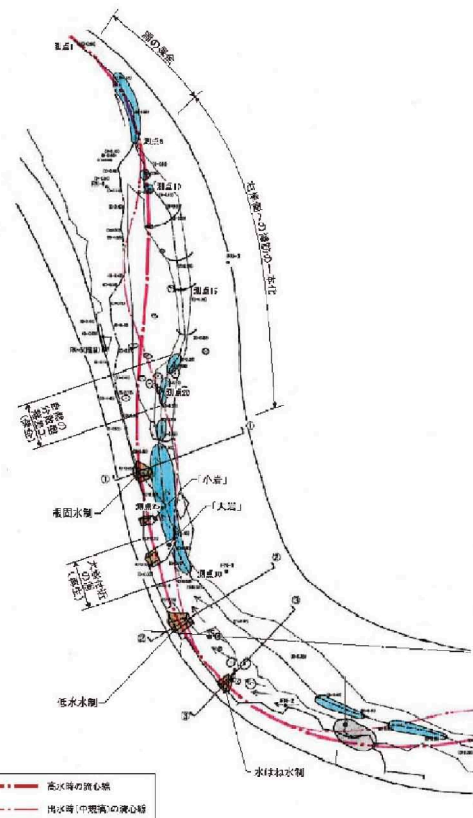
施工前(物部川:市宇地区)



工事完了直後



瀬と淵の再生状況(H22.7月現在)



工事の計画平面図

高知県清流保全条例

(環境共生課)

○現状と課題

県内には、四万十川をはじめ、清流が数多く残されています。この水環境を保全し、次代に引き継ぐことを目的として、平成元年12月に高知県清流保全条例を制定し、県民や事業者、市町村及び県がともに行動していくこととしています。

条例では、「高知県清流保全基本方針」として、水環境の保全の方向性を明らかにしたうえで、必要な水域について、流域の特性に応じた「清流保全計画」を定めることとしています。

これまで、事業場排水の規制強化や下水道・浄化槽の整備の促進を中心に、水質の改善を進めてきましたが、水環境の保全は水質だけではなく、水量、景観や生態系の保全、水文化の承継などを含め、流域で暮らす方々の歴史と知恵を生かし、流域全体で取り組むことが必要であり、今後は、行政だけではなく、住民や事業者と協働して取組を進めていくことが求められています。



四万十川

○施策の展開

(実施した取組)

「高知県清流保全基本方針」に基づき、「四万十川清流保全計画」(平成3年)、続いて「新荘川清流保全計画」(平成6年)、「仁淀川清流保全計画」(平成11年)、「安芸川・伊尾木川清流保全計画」(平成14年)を策定し、水質の改善を進めてきました。

その後、平成17年度に「高知県清流保全基本方針」を広く水環境全体を考え、またその主体として、行政だけではなく、住民や事業者と協働して進めていくことに変更しました。

この考えを具体化するために、すでに住民主体の活動が起りつつあった物部川流域について、

策定段階から流域住民が参画し、川への思いや、川やその周辺の生物や景観、山・川・海をつなぐ大きな水循環と人々の暮らしへとその視点を広げた「物部川清流保全計画」を平成20年7月に策定しました。

仁淀川においては、流域の住民や団体、行政等の意見を幅広く聴いて、「仁淀川清流保全計画」を見直すこととし、平成21年度に流域を5つのブロックに区分したワーキンググループを中心に検討を行い、平成22年3月に「第2次仁淀川清流保全計画」を策定しました。



Eボート大会(物部川)



水生生物調査(仁淀川)

(実施しようとする取組)

物部川及び仁淀川においては、流域の住民や団体、事業者、行政などで構成する「清流保全推進協議会」をそれぞれ設立し、清流保全計画の推進と進行管理に努めています。

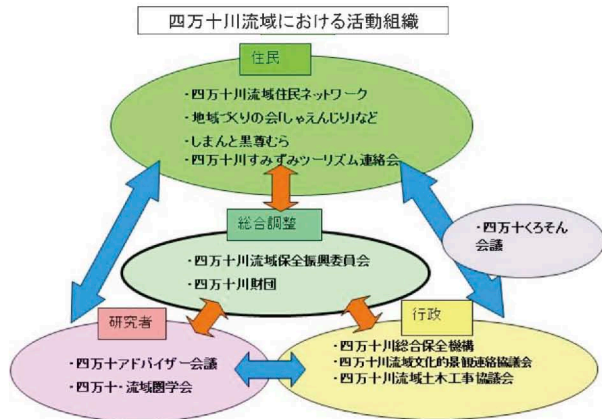
仁淀川においては、平成23年10月に上流から下流までの河川一斉清掃の実施、また平成24年2月には仁淀川シンポジウムを開催する予定です。

四万十川の保全と流域の振興

(環境共生課)

○概要

「日本最後の清流」といわれる四万十川を、流域の人々のみならず県民、国民共有の財産として後世に引継ぐため、四万十川の保全と流域の振興が共存する地域づくりを進めていきます。



○四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例 1 条例制定の経緯

四万十川の総合対策を進めるため、平成8年に基本指針となる「清流四万十川総合プラン21」を作成しましたが、このプランには法的根拠・担保がないために十分な実効性が確保されていないなどといった課題がありました。

そこで、県庁内部や流域市町、国の関係機関と協議を重ねるとともに、地元住民の方々への趣旨等の説明に努め、平成13年3月に「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」（略称：四万十川条例）を制定しました。

この条例では「予防」「循環」「共生」「固有」「参加」の5つを基本原則として掲げ、県と流域市町、事業者や県民、旅行者等が、四万十川や四万十川流域の目指すべき将来像の実現に向け取り組んでいくことで、環境の保全と流域の振興を目指すこととしています。

2 条例の主な内容

条例では、四万十川の保全と流域の振興につなげるため、四万十川と一体的な生態系・景観を形成している地域などを、保全のための方策を行う地域とする重点地域の指定をはじめ、四万十川の望ましい姿を示す新たな清流の保全（清流基準）や県が実施する事業（県が市町などへ補助する事業も含む。）など、公共事業の際に生態系や景観の保全への配慮が適切に行われるような環境配慮

指針、流域の振興のための方針を示す流域振興ビジョン、条例の目的の達成状況を把握するための目標指標を策定するほか、野生動植物や生活文化財産、きれいな空気などの保全に向けた取組などを行うこととしています。

3 流域市町の取組

県の四万十川条例の制定を受け、流域市町〔四万十市（旧中村市、旧西土佐村）、中土佐町（旧大野見村）、梶原町、津野町（旧東津野村）、四万十町（旧窪川町、旧大正町、旧十和村）〕でも、市町の条例が平成14年に制定されました。

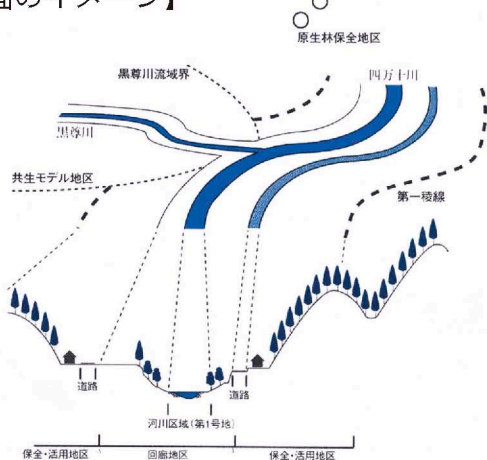
なお、愛媛県の流域3市町〔宇和島市（旧宇和島市、旧三間町）、鬼北町（旧広見町、旧日吉村）、松野町〕においても、「四万十川流域の河川をきれいにする条例」が、平成14年10月に制定されました。

4 重点地域の指定イメージ

【重点地域】



【断面のイメージ】



5 条例の推進に向けた取組

【条例に基づく具体の取組】

自然環境を守る取組

(1) 重点地域（条例第11条～22条）

重点地域の許可制度については、四万十川の中でも最も重要な地域を「重点地域」として指定し、その地域の生態系や農山村の風景を保全するため、そのなかで行われる民間の方々の開発行為等について許可基準を定め、知事の許可（梶原町管内の行為については運用当初より梶原町長の許可、四万十町管内の行為については平成20年4月1日より、中土佐町と津野町管内の行為については平成21年4月1日より、各町長の許可）を受けていただくこととし、平成18

年10月1日より運用を開始しています。

平成22年度の許可件数は、建築物・工作物の建築等が298件となっています。

この許可基準に沿った行為を行っていただくことにより、自然環境や文化的な景観が保全され、そのことが四万十川流域の振興につながることを期待しています。

また、この制度は、現地のパトロールの役割を流域の住民の方々に担っていただく「四万十川重点地域調査員」を設置し、住民と行政との協働で運用しています。

〈重点地域の概要〉

重点地域	清流・水辺・生き物回廊地区 (回廊地区)	景観保全・森林等資源活用地区 (保全・活用地区)	人と自然の共生モデル地区 (共生モデル地区)	原生林保全地区
対象地域	本川・主要支川に沿って存在する道路や鉄道で区切られる河畔域	本川・主要支川に一番近い尾根(第一稜線)まで(回廊地区は除きます。)	黒尊川流域(協定の内容) イ 協定の対象となる土地の区域(協定区域) ロ 協定区域の管理の方法・目標に関する事項 ハ 協定の有効期間 ニ その他の必要事項	原生林等
許可が必要な行為	1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 天然林の伐採 7 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 8 看板・広告板等の設置 9 屋外における物品の集積又は貯蔵	1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 看板・広告板等の設置 7 屋外における物品の集積又は貯蔵		1 鉱物掘採・土石採取 2 土地の形状変更 3 建築物・工作物の建築等 4 建築物の外観の模様替え 5 建築物・工作物の色彩の変更 6 立木の伐採 7 針葉樹(スギ・ヒノキ)の植樹 8 看板・広告板等の設置 9 屋外における物品の集積又は貯蔵
指定等	平成18年10月1日		平成18年11月19日(黒尊川流域)	—
許可が不要な行為	1 都市計画法に規定する用途地域で行う行為(四万十市) 2 機能維持のために日常的、定期的に行う管理行為 3 軽易な行為で、許可が必要な規模や日数を下回る行為 4 自分の用途のために木材を伐採する行為、宅地内で行う土石の採取、木竹を植樹する行為 5 自宅又は自宅と店舗等を兼用する住宅の場合で店舗部分が延べ床面積の1/2未満かつ100㎡未満のものを建築する行為 6 住民が農・林・漁業を営むために行う次の行為 ・用途を変更しない農地の改変 ・農道や林業経営のために附帯して行う行為や作業道を調整する行為 ・支障木を伐採する行為 ・その他 7 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 8 学術研究・環境学習その他公益上の事由による行為 9 河川法等の許可・承認等の対象行為 10 国・県・流域市町等の行為 11 平成18年9月30日までに着手している行為			1 機能維持のために日常的、定期的に行う管理行為 2 軽易な行為で、許可が必要な規模や日数を下回る行為 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 4 学術研究・環境学習その他公益上の事由による行為 5 国・県・流域市町等の行為 6 既に着手している行為

自然環境を守る取組

重点地域における許可制度

重点地域内で行う一定の行為については、知事の許可を受けなければ行為を行うことはできません。許可制度では、「生態系の保全」や「景観の保全」に関する技術的な基準を定めています。

「自然環境」



「自然景観」



(2) 清流基準 (条例第23条)

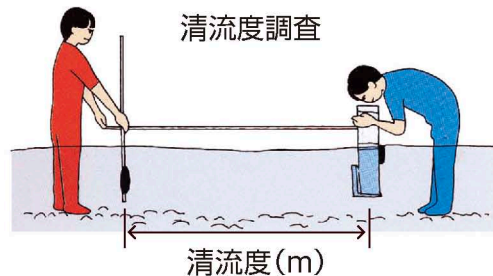
目指すべき四万十川の望ましい姿として、環境基本法に定められたBOD (生物化学的酸素要求量) などの環境基準のほかに、清流度 (河川の水質に関し水平方向に見通した透明性を表す数値)、窒素、りん、水生生物による新たな清流保全目標を設定しています。

※身近な川の環境調査 (H15~)

平成15年度から、流域の小中高校生や住民が主体となって四万十川水系の水環境調査を継続して実施していくための体制づくりを行い、調査活動を通じて、住民主体の環境保全活動の充実を図ってきました。

今まで四万十高校や四万十市 (旧西土佐村) の住民グループなどの皆さんが調査に参加し、四万十川条例の清流基準のうち「清流度」と「水生生物」についての調査を行うなど、住民参加の環境調査を実施しています。

【清流基準】



【水生生物調査】



(3) 環境配慮指針 (条例第32条)

四万十川の流域で、県が実施する公共事業などにおいて、生態系や景観への保全が適切に行われるよう定めたものです。

この指針の特色は、生態系や景観の保全だけでなく、地域固有の文化的な景観や農山村の風景の保全、地域間交流の活性化の視点も盛り込んだことです。

また、地域の特色を生かすため、基本となる「配慮すべき6項目」を定め、「全事業共通の指針」と「各事業別の指針」で構成しています。

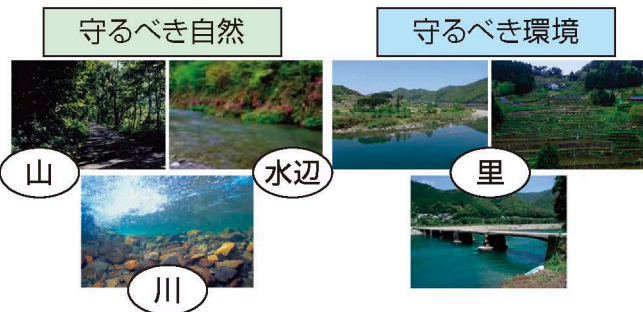
(配慮すべき項目)

- ①自然の浄化機能、②水辺林、③重要な動植物、④農林水産業、⑤文化や景観、⑥地域間交流

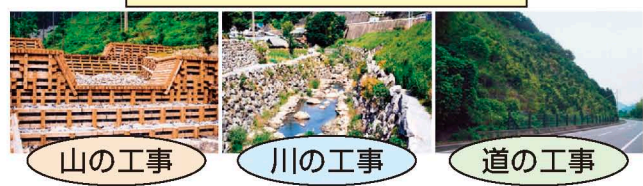
(全事業共通の指針)

「配慮すべき6項目」ごとに、「計画」、「実施」、「管理」の各段階の指針を定めています。

【環境配慮指針】



環境に配慮した土木工事の例



(各事業別の指針)

- ①山地関連事業、②河川関連事業、③農地関連事業、④道路関連事業、⑤建築関連事業

(4) 流域振興ビジョン (第33条)

四万十川流域を対象に、生活環境の確保、自然と共生した農林水産業など経済活動の活性化、多様な地域間交流などについて定める「流域振興ビジョン」を平成22年3月に策定しました。

「流域振興ビジョン」は流域の住民の方にワークショップに参加していただき、自分達の計画は自分達で作るというコンセプトのもと策定を行いました。今後、本ビジョンを流域内外の皆様から役割を認識し、取組を実践していただくことにより、流域の振興を図ることとします。

(5) 目標指標 (条例第36条)

四万十川条例の目的の達成状況を把握し、進行管理を行うため、具体的な目標をできる限り数値化した目標指標を設定しています。

「生態系及び景観の保全」「生活・文化・歴史の豊かさの確保」を大きな柱として、目標指標の項目、項目ごとの現状の数値、目標とする年度、数値などを設けています。

【流域市町等との連携】

- ① 四万十川財団

四万十川の保全と流域の振興を推進する中核的実践組織として、平成11年度に流域の5市町（旧8市町村）と共に設立しています。

② 四万十川総合保全機構

四万十川流域5市町で構成する組織で、広域的な連携のもとに、県と共に四万十川の抱える諸課題の解消に向けた各種方策の検討を行っています。

③ 四万十川流域文化的景観連絡協議会

県及び流域市町が協働して四万十川流域の文化的景観についての調査研究、情報交換、施策の調整等を行い、流域に育まれた文化的景観を守り育てるとともに、地域住民の生活環境及び文化の向上に資することを目的としています。

④ 四万十大使

全国的に活躍されている著名人の方々による呼びかけを通じて、全国からの四万十川の保全への支援の輪を広げています。現在、四万十大使は6名となっています。（俵万智、宮崎美子、山本容子、畠山重篤、椎名誠、三好礼子 委嘱順・敬称略）

6 住民と行政の協働の取組

四万十川条例における「共生モデル地区」に指定されている黒尊川流域は、四万十川の中でも特に美しい清流や昔ながらの農山村の風景など、自然の魅力にあふれています。

しかし、この自然環境も徐々に失われつつあることから、この黒尊川流域の自然環境を住民の皆さんと行政が一緒になって保全していく、あるいは活用の取組を考える場として、平成17年2月に、地元の住民代表の方々や四万十市、林野庁、高知県で構成する「四万十くろそん会議」を立ち上げました。

平成18年11月19日には、住民の代表と四万十市長、知事とで「黒尊川流域の人と自然が共生する地域づくり協定」を締結し、その協定に基づき、以下の3つのグループに分かれて、具体的な取組を行っています。

【四万十くろそん会議の3つのグループ】

- ① 山と川グループ
（森林環境税を活用した水辺林の整備等）
- ② 地域活性化グループ
（トイレやゴミ、放置自動車の問題等）
- ③ 歴史と文化グループ
（お菊伝説の紙芝居化、お菊の滝壺の復旧等）



四万十くろそん会議の様子

海を守る

高知県
うみがめ保護条例

（環境共生課）

○概要

高知県内の海岸に上陸するうみがめを保護し、その生育環境を保全するために平成16年「高知県うみがめ保護条例」が制定されました。

○内容

- (1) 県内の海岸に上陸したうみがめの捕獲等は原則的に禁止しています。
- (2) 県内の海岸に産卵されたうみがめの卵の採取、損傷も原則的に禁止しています。
- (3) 学術研究や繁殖目的等で、例外的にうみがめやその卵の捕獲、採取等をしようとするときは知事の許可が必要です。
- (4) 知事はうみがめの産卵地等を保護区に指定することができます。
- (5) 指定された保護区への車の乗り入れ等については知事の許可が必要になります。
- (6) 捕獲等の禁止など条例の規定違反には罰則が適用されます。

○生育地等保護区の指定

平成17年7月19日付けで県内2箇所の海岸を生育地等保護区に指定しました。

保護区内では、工作物の設置や指定期間中（上陸産卵期の6月1日から9月30日まで）の車両の乗り入れ等の行為については知事の許可が必要です。

うみがめ生育地等保護区一覧表

名 称	指定年月日	所在地
元・岩戸・奈良師海岸	H17.7.19	室戸市元、岩戸、奈良師
大岐浜	H17.7.19	土佐清水市大岐



元・岩戸・奈良師海岸(室戸市)



大岐浜(土佐清水市)

藻場・干潟・サンゴ礁の維持、回復に向けた取組

(漁業振興課)

○現状と課題

藻場* や干潟、サンゴ礁は、アワビなどの磯根資源やアサリの漁場となるほか、多くの魚介類の稚魚を育む保育場として機能します。また、水質浄化機能や市民の憩いの場になるなどの公益的機能を有しています。

しかし、近年、高知県の沿岸域では「磯焼け」と呼ばれる現象による藻場の消失、干潟域の機能低下によるアサリ資源の激減など、漁業への影響が問題となっており、藻場や干潟、サンゴ礁の維持・回復に関する取組の実施が急がれています。

○施策の展開

(実施した取組)

藻場の消失の原因には、海洋環境の変化など様々な原因が考えられますが、国や都道府県、大学等の研究機関による調査・研究から、藻食性魚類やウニ類による食害が、大きな原因の一つであることが分かってきました。

そのため、ウニ類の除去が磯焼け対策に効果があるか調査したところ、磯焼けとなっている海域でも、周辺に藻場があれば種の供給もあり、藻場の回復に有効であることが分かりました。

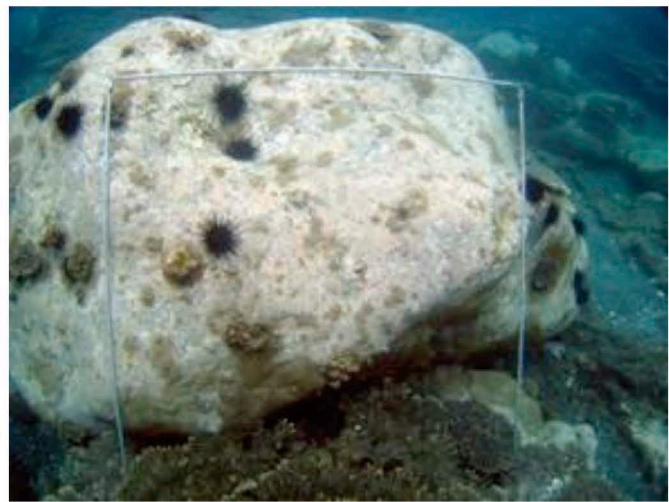
このことから、県では、漁業者や地域住民等が磯焼け対策に取り組む際の参考書として、平成19年度までに本県で取り組んだ試験・研究の成果及び検証結果をもとに、「高知県磯焼け対策指針」を策定しました。

平成21年度に創設された国の支援事業を導入して、藻場・干潟等の保全対策に取り組む漁業者や地域住民等のグループの活動を支援しています。

(実施しようとする取組)

平成23年度においても、国の支援事業を活用し、藻場や干潟等の機能の維持・回復に取り組んでいる既存の10グループに加え、新たに藻場の保全対策に取り組む1グループの活動を支援するとともに、効果を把握するため、対象となる海域の事前及び事後調査を実施します。

また、干潟域の機能を改善し、アサリ資源の回復を図るため、浦ノ内天皇洲周辺において耕うん等を実施します。



磯焼け状態の調査地点(ウニ除去前)
(平成21年 須崎市久通地先)



海藻が繁茂した調査地点(ウニ除去後)
(平成23年 須崎市久通地先)

用語解説

※ 藻場

海藻類が繁茂している場所を「藻場(もば)」と呼びます。

海岸環境の整備と保全

(港湾・海岸課)

○海岸保全計画

港湾・海岸課では、平成15年に「海岸保全基本計画」を作成し、津波・高潮・波浪による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び適正な利用を図る取り組みを進めています。

今後も引き続き、環境を守ることに取り組んでいきます。

○計画に基づく展開

(1) 海の生態系を守る

砂浜が侵食を受けている海岸の防護において、ウミガメの産卵のための上陸を妨げないように、海面に障害物の出ない人工リーフ工法等を採用しています。

(2) 自然を守る

海岸堤裏への波浪による飛沫の影響が想定される地区において、植栽帯として中低木を植えることにより、飛沫防止とともに自然環境に配慮しています。

(3) 自然とのふれあい

海岸堤防を緩傾斜構造にしたり、通路・緩衝緑地帯等を整備することにより、地域住民の憩いの場・海浜レクリエーション空間として海岸の利用を図っています。



ヤ・シィパーク(香南市)

公共事業の環境配慮

軌道緑化の取組

(道路課)

○概要

高知県では路面電車の軌道に芝生を張り、景観への配慮や地球温暖化対策として、平成14年10月に全国で初めて営業路線での軌道緑化を試みしました。

現在まで、県道桂浜はりまや線の国道56号土佐道路交差点から棧橋通1丁目電停までの上下線約300m区間を完成し、平成23年度においても、同路線の潮江橋北詰から国道32号のはりまや橋交差点までの約200mを実施します。また、国道32号の大橋通から高知城前までの電停間約180mの軌道緑化が完成しています。

この取組は、都市環境の改善や都市景観の向上、そして公共交通支援の観点から行いました。具体的な成果として停留場で電車を待っている人からは、「緑化により照り返し防止となり、緑は目にやさしく潤いや安らぎを感じる」と好評です。そして、自動車の軌道横断抑制効果もあり、交通マナーアップにも一役買っています。

また、真夏日の温度測定で、従来の軌道面温度より軌道緑化面の温度が13℃も低くなる事がサーモグラフィーにより検証されました。これは街路樹による緑陰効果と同じであり、地球温暖化対策に貢献するものと期待されています。



軌道緑化の様子(県道桂浜はりまや線)

自然環境を守る取組
自然とのふれあい

環境配慮の道路整備

(道路課)

○概要

環状道路の整備、交差点の改良、立体交差点等の交通の流れの円滑化対策を推進するとともに、遮音壁や緩衝緑地帯を設置するなど、大気汚染、騒音、振動の防止に努めています。

都市部の舗装は、必要がある場合、雨水を道路の路面下に浸透させ排水するとともに、交通騒音の発生を減少させる排水性舗装の採用に努めたり、路盤材等への再生資源の利用を推進しています。

道路整備にあたっては、豊かな自然環境をできるだけ残すようなルートを選定や野生生物の生息地等の分断を避ける工法の採用に配慮するとともに、野生生物の生息・生育空間（ピオトープ）を確保し、地域の健全な生態系の保全に努めています。

木の香る道づくり

(道路課)

○概要

高知県の豊かな森林資源を産業はもちろん、生活・文化のテーマとして生かし、豊かな環境空間を創造するという発想から生まれた「木の文化県構想」。

そこで、道づくりにも地域の森林や木を生かし、地域産業の活性化と同時に、高知らしい自然景観の復元を進めるなど、木を総合的に捉える取組が行われています。

具体的な施工方法としては、道路改築工事における掘削に伴う斜面で、その地域の自然植生を調査し、自生する樹種を種からポット苗で育て、その苗を自然林の復元に活用する工法で実施しています。

また、土留めに間伐材を使用することで、樹木の育成とともにそれが有機肥料として土に還元されます。

※苗木は、2～3年で地肌を完全に覆い、約10年で自然林がほぼ復元されます。

国道321号（幡多郡大月町馬路）



施行直後



施工後約6年

自然とのふれあい

自然公園

(環境共生課)

○現況

自然公園は、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の総称であり、その指定の目的は、優れた自然風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の健康、休養及び教化に役立てることにあります。

国立公園は、我が国を代表する優れた自然の風景地を環境大臣が指定したもので、全国で29ヶ所指定されています。本県には、「足摺宇和海国立公園」があります。

国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地を都道府県知事の申し出によって環境大臣が指定したもので、全国で56ヶ所指定されています。本県には、「室戸阿南海岸国定公園」、「剣山国定公園」、「石鎚国定公園」の3ヶ所があります。

都道府県立自然公園は、都道府県内の優れた自然の風景地を知事が指定したもので、全国で313ヶ所指定されています。本県には、「手結住吉」、「奥物部」、「白髪山」、「横倉山」、「横浪」、「入野」、「宿毛」、「龍河洞」、「中津溪谷」、「須崎湾」、「興津」、「安居溪谷」、「四国カルスト」、「北山」、「魚梁瀬」、「梶ヶ森」、「鷲尾山」、「工石山陣ヶ森」の18ヶ所の県立自然公園があります。

また、海域公園地区は、国立公園又は国定公園区域内の海域で景観の優れた地域を環境大臣が指定したものです。本県には、足摺宇和海国立公園内の「竜串」、「沖ノ島」、「檜西」、「尻貝」、「勤崎」の5地区、13ヶ所があります。

(注) 自然公園の箇所数：平成23年4月1日現在



足摺宇和海国立公園の白砂(土佐清水市)

自然公園指定状況・面積(陸域)等

区分 公園区分	高 知 県				全 国			
	箇所数	面積(ha)	県民1人 当たり面積	本県総面積に 対する割合	箇所数	面積(ha)	人口1人 当たり面積	国土総面積に 対する割合
国立公園	1	6,041	79㎡	0.85%	29	2,087,504	163㎡	5.52%
国定公園	3	8,382	110㎡	1.18%	56	1,362,065	106㎡	3.60%
県立自然公園	18	33,330	436㎡	4.69%	313	1,970,780	154㎡	5.21%
計	22	47,753	624㎡	6.72%	398	5,420,349	423㎡	14.34%

自然公園の箇所数、面積:平成23年4月1日現在
 人口 平成22年10月1日総務省統計局 本県 765千人 全国 128,056千人
 面積 平成22年10月1日国土地理院 本県 710,516ha 全国 37,795,010ha

海域公園指定状況

公園名	海域公園地区名	位 置	指定年月日	箇 所 数	面積(ha)	備 考
足摺宇和海 国立公園	竜 串 沖 ノ 島 檜 西 尻 貝 勤 崎	土佐清水市	S47.11.10	4	49.1	竜串地区はS45.7.1及び S46.1.22足摺国定公園 の時代に指定されたもの
		宿毛市	//	5	36.3	
		大月町	//	2	16.8	
		//	H7.8.21	1	10.4	
		//	//	1	8.3	
計				13箇所	120.9	

○利用状況

平成21年は、国定公園で利用者数が減少しましたが、国立公園、県立自然公園ともに平年並みの利用者数となりました。

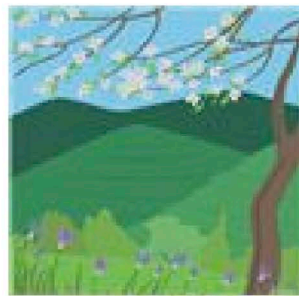
平成21年利用者数(推計)

国立公園	1,424千人
国定公園	1,047千人
県立自然公園	2,581千人
合 計	5,052千人

○施設整備

自然とのふれあいを求める人々のニーズに適切に対応するため、多様な自然環境を保全しつつ、安全で快適な利用施設の修繕・整備等を進めています。

平成22年度には、足摺岬園地天狗の鼻休憩所改修工事、四国のみち



七子峠へのみちトイレ改修工事等を行いました。

○保護管理

■自然公園指導員制度

自然公園の風景地を保護し、その利用の適正化、特に動植物の愛護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について利用者の指導を行うため、環境省委嘱(24名)及び知事委嘱(25名)の自然公園指導員が、国立・国定公園及び主要な県立自然公園においてボランティア活動を実施しています。

自然環境保全地域

(環境共生課)

○概要

特に自然環境が優れた地域を将来にわたって保全するため、国が自然環境保全法、県が高知県自然環境保全条例に基づき指定しています。

地域内における工作物の新築、増改築や、土地の形質の変更及び木竹の伐採等の行為については制限があり、これらの行為を行う場合は、許可申請あるいは届出が必要です。

自然環境保全地域一覧表

名称	指定年月日	所在地	面積			保全対策
			特別地区	普通地区	計	
鹿島 (県指定)	S55.8.15	幡多郡佐賀町 (現黒潮町)	4.7ha	—	4.7ha	暖温帯の常緑広葉樹林の極盛相林
笹ヶ峰 (国指定)	S57.3.31	いの町本川	504.0ha(うち226.0ha 野生動植物保護地区)	—	504.0ha(うち226.0ha 野生動植物保護地区)	冷温帯のブナ林の気候的極盛 亜寒帯林の南限
		愛媛県内	33.0ha(全地域野 生動植物保護地区)	—	33.0ha(全地域野 生動植物保護地区)	

月見山こどもの森

(環境共生課)

○概要

郷土の雄大な自然の中で、子供たちが自由に遊びながら、自然から学び、逞しく、心豊かに育てたいとの願いを込めて、昭和54年の国際児童年を記念して香南市（旧香我美町及び旧夜須町）の月見山に、敷地面積20.8ha、総事業費310,329千円で整備され、昭和55年10月に開設されました。

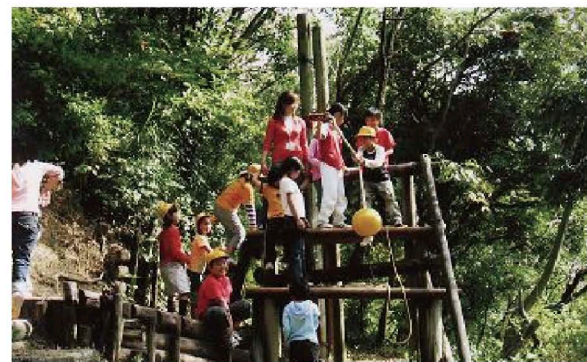
管理運営は、平成18年8月から情報交流館ネットワークを指定管理者に指定して行っています。また、自然保護思想の普及の一環として、クズカゴは設置せず、ゴミの持ち帰り運動を推進しています。

■主な施設

- ①史跡の森（3.5ha）
 - ・レッドウッド記念植樹
 - ・木製すべり台（長さ18m）
- ②つどいの森（3.9ha）
 - ・展望台
 - ・アスレチックコース（木製遊具25基）
 - ・シンボル塔と広場
 - ・キャンプ場（1,500㎡）、炊事棟1棟
- ③花木の森（2.4ha）
 - ・サクラ、ツツジ等の花木
- ④わんぱくの森（5.1ha）
 - ・すべり山
 - ・休憩所
- ⑤自然の森（5.9ha）
 - ・野鳥観察小屋2棟
- ⑥その他の施設
 - ・こどもの森ハウス（管理事務所）
 - ・駐車場3カ所
 - ・トイレ5カ所
 - ・グリーンアドベンチャーコース（40種の樹木名看板）
 - ・ミニ88ヶ所巡りコース

※月見山こどもの森ホームページ

<http://www13.ocn.ne.jp/~tukimi-y/>



つどいの森(アスレチック)

四国のみち

(環境共生課)

○概要

四国のみち（四国自然歩道）は、第3次全国総合開発計画の自然環境保全に関する計画課題に指定されたことを受け、国の長距離自然歩道6路線の1つとして昭和56年度から平成元年度までに整備されました。

全長1,545.6kmで四国霊場をはじめ各地に点在する身近な自然や歴史に親しみながら、歩いて四国を一周することができる歩道であり、高知県ルートは足摺岬や横浪半島などの海岸線や、四万十川、四国カルスト、龍河洞などの高知を代表する多彩な自然景観や史跡が組み込まれた全38コース、総延長約440kmとなっています。

四国4県の当初整備状況

県名	関係市町村数	ルート数	延長 (内数・連絡路)	事業費
徳島	19	24	318.5km(21.1km)	565,282千円
高知	27	38	598.9km(158.5km)	459,682千円
愛媛	25	33	362.5km(0.0km)	465,409千円
香川	23	28	265.7km(0.0km)	454,900千円
計	94	123	1,545.6km(179.6km)	1,945,273千円

県内路線一覧

路線番号	路線名 (起点～終点)	延長(km)
①	甲浦ボンカンのみち (徳島県境(水床トンネル)～白浜海岸)	2.5
②	岩佐関所のみち (野根川橋～岩佐関所)	16.8
③	宿屋杉のみち (岩佐関所～横町(高札場))	18.8
④	神峯のみち (安田八幡～明神)	12.3
⑤	安芸ふるさとのみち (安芸橋～江ノ川上公園)	11.7
⑥	八流・琴ヶ浜のみち (江ノ川上公園～和食川)	10.6
⑦	手結・月見山のみち (和食川～月見山こどもの森)	8.0
⑧	ハウス園芸のみち (月見山こどもの森～大日寺)	11.0
⑨	龍河・弥生文化のみち (大日寺～鏡野公園)	9.5
⑩	八王子・さくらのみち (杉田ダム～JR土佐山田駅)	9.5
⑪	土佐まほろばのみち (JR土佐山田駅～岡豊山)	10.5
⑫	北山スカイラインのみち (土佐神社～円行寺温泉口)	19.4
⑬	清濁さんから竜へのみち (吹越～青龍寺奥の院)	18.6
⑭	断崖のみち (JR安和駅～久礼八幡宮)	9.2
⑮	七子峠へのみち (久礼八幡宮～七子峠)	6.8
⑯	五社のみち (JR影野駅～JR窪川駅)	15.0
⑰	佐賀のみち (市野瀬(片坂登口)～JR佐賀駅)	15.3
⑱	土佐入野松原へのみち (灘～蛸瀬橋)	14.4
⑲	田野浦・下田へのみち (蛸瀬橋～下田の渡し)	12.1

⑳	四万十川から布浦へのみち (初崎渡船場～布橋)	14.9
㉑	鯨の見えるみち (大岐海岸～窪津漁港)	9.7
㉒	椿とピローのみち (窪津漁港～足摺岬展望台)	9.9
㉓	足摺・臼碁へのみち (足摺岬展望台～臼碁)	8.7
㉔	万次郎へのみち (臼碁～清水漁港)	14.8
㉕	竜串へのみち (竜串橋～下川口)	7.2
㉖	モモイロサンゴのみち (下川口～小才角)	8.6
㉗	月山へのみち (小才角～西泊)	11.6
㉘	櫻西海岸へのみち (櫻ノ浦～浦尻)	9.8
㉙	大堂猿のみち (浦尻～柏島)	11.6
㉚	安満地へのみち (観音岩登り～安満地)	11.2
㉛	漁業とウバメガシのみち (安満地～泊浦)	12.0
㉜	芳ノ沢のみち (泊浦～田城)	14.2
㉝	松尾峠へのみち (小深浦口～純友城址)	3.7
㉞	谷地・佐川へのみち (日下大橋～佐川町役場)	16.2
㉟	赤土峠志土脱藩のみち (佐川ナウマンカルスト東口～中山)	11.5
㊱	横倉修験のみち (横倉～横倉)	10.8
㊲	星ガ窪のみち (桐見川～長者十王堂)	6.4
㊳	天狗高原へのみち (秋葉口～天狗高原)	15.6
計		440.4

自然環境を守る取組
自然のふれあい

四国のみち整備状況(番号は路線番号)



希少野生動植物の保全

(環境共生課)

○概要

高知県内に生息・生育する野生動植物のうち、保護上重要な種の現状を明らかにし、絶滅のおそれのある種を保護するため、高知県レッドデータブックを作成しました。その際に得た資料を基に、希少野生動植物種の保護対策を行っています。

また、平成22年度には「植物編」のレッドリストのカテゴリ見直し作業による改訂を行いました。

※平成12年3月「高知県レッドデータブック（植物編）」、平成14年1月「同（動物編）」の出版、平成23年1月「高知県レッドリスト（植物編）2010年改訂版」公表

絶滅危惧種類一覧

高知県における絶滅のおそれのある種類	植物	動物
絶滅	46	12
野生絶滅	1	0
絶滅危惧Ⅰ類	469	117
絶滅危惧Ⅱ類	214	99
準絶滅危惧	98	333
情報不足	118	268
計	946	829

○高知県希少野生動植物保護条例

県内に生息し又は生育する希少野生動植物を県、事業者及び県民が一体となって保護を図ることにより、生物の多様性の保全及び自然との共生に寄与し、健全な自然環境を将来の県民に継承していくために条例を平成17年10月に制定しました。

この条例に基づき、県指定希少野生動植物の第1次指定として、植物4種、魚類4種、甲殻類1種、貝類1種、哺乳類1種の計11種を選定しました。

指定種一覧

植物	ダイサギソウ デンジソウ マイヅルテンナンショウ ヤブレガサモドキ
魚類	ヒナインドジョウ イドミミズハゼ トビハゼ シマドジョウ2倍体性種
甲殻類	シオマネキ
貝類	ヒラコベンマイマイ
哺乳類	ツキノワグマ

○野生動植物保護区の指定

県指定希少野生動植物の保護を図るため、その個体の生息地又は生育地として重要な区域を野生動植物保護区として指定します。平成21年8月21日に四万十市入田地区のマイヅルテンナンショウの生育地を野生動植物保護区として指定しました。

野生鳥獣の保護管理

(鳥獣対策課)

○現状と課題

野生鳥獣については近年、中山間地域においてシカやイノシシによる農林業への被害が拡大しているほか、特にシカについては高標高域の自然植生に対する食害や踏み荒らしによる被害が深刻な事態となっています。

○施策の展開

(実施した取組)

1 鳥獣の保護繁殖(鳥獣保護区の指定)

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣の生息地として重要な箇所を鳥獣保護区として指定し、狩猟の対象外区域とします。鳥獣保護区は平成23年6月末日で59か所、34,060haが指定されていますが、今後も農林水産業との調和を前提に指定していく方針です。

また、鳥獣保護区内で各種鳥獣の保護繁殖上、特に重要な区域については特別保護地区に指定し、立木の伐採、工作物の設置等を制限するなどして生息環境の維持、保全を図ることとしています。

2 人と野生鳥獣との係わり(狩猟行政について)

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により鳥獣の捕獲が禁止されていますが、野生鳥獣の中でもとりわけ生息数が多く資源的価値のある種(鳥類29種、獣類20種:以下「狩猟鳥獣」という。)については、狩猟免許を受け、かつ狩猟者登録をすることにより、捕獲の期間、数量、方法等の規制が加えられたうえで狩猟が認められています。

狩猟による捕獲は、平成22年度、鳥類46,402羽、獣類15,168頭となっています。

(1) 特定猟具使用禁止区域(銃)の指定

狩猟の中でも特に銃猟について、市街地や学校、住宅地域等の周辺部を主な対象として、危険防止のため特定猟具使用禁止区域(銃)が指定されています。特定猟具使用禁止区域(銃)

は、平成23年6月末で、29,639ha（140か所）が指定されています。

3 鳥獣被害対策

(1) 鳥獣の特別捕獲許可

森林の手入れ不足等による食物、生息地の減少、山間部における耕作放棄地の増加、狩猟人口の減少などにより、シカ、イノシシなどによる農林作物等に対する被害が増加しています。被害発生地域では防護柵等による防除が有効ですが、被害がひどい場合、環境大臣、都道府県知事又は市町村長の許可を受けて有害鳥獣の捕獲ができます。

特に被害をおよぼしている主要な鳥獣について市町村長が許可しており、捕獲の適正、円滑な実施を期するため、各市町村では「有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」を定め捕獲数、区域、期間等を制限して最小限度の捕獲を認めることとしています。

(2) 特定鳥獣保護管理計画

その生息数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要な場合、特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を定めることができることが「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に定められています。

高知県では、これに基づき生息数が著しく増加しているシカ、イノシシについて特定計画を策定し、計画に基づく狩猟規制の緩和を行うなど、適正な鳥獣保護管理に努めています。

〈特定計画による狩猟の規制緩和〉

・シカ

県内全域においてシカの狩猟期間を11月15日から3月15日までとし、1日当たりの捕獲頭数制限を解除しています。

・イノシシ

県内全域においてイノシシの狩猟期間を11月15日から3月15日までとしています。



シカの食害にあったウラジロモミ(三嶺)

4 傷病鳥獣の保護治療

毎年、多くの傷病鳥獣が県民により保護収容されています。このため、県では鳥獣保護に対する県民のニーズに応えるため、「(社)高知県獣医師会」、「県立のいち動物公園」、「わんぱーくこうちアニマルランド」、「NPO法人四国自然史科学研究センター」など関係機関の理解と協力を得て、傷病鳥獣保護治療施設を設置し、傷病鳥獣の受入、看護、治療等にあたることとしています。

(実施しようとする取組)

鳥獣の保護については、高知県鳥獣保護事業計画に基づき、農林水産業との調和を図り、利害関係者の意見調整を図りながら、野生鳥獣の良好な生息環境を維持するため、鳥獣保護区の指定を行うなど、野生鳥獣の保護及び繁殖を図ります。

また、特にシカ、イノシシについては特定計画に基づき、保護管理を行い、農林業被害を軽減するとともに、健全な地域個体群としての生息維持に努め、地域住民との共存を図ります。

温泉の保護と利用

(食品衛生課)

○概要

温泉法（昭和23年法律第125号）は、温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。温泉の掘削や増掘、動力を装置する場合又は温泉を採取する場合には都道府県知事の許可、温泉を公共の浴用又は飲用に供する場合には、都道府県知事又は保健所設置市長の許可が必要となります。

■平成22年度の許可件数

温泉掘削 2 件、動力装置 0 件、増掘 0 件、採取 0 件、利用 6 件